

# 第6章 景観形成の推進方策

## 1. 景観施策推進の体制

### (1) 台東区景観審議会

良好な景観の形成を適切に推進するため、区長の附属機関として、学識経験者や区民等により構成される景観審議会を設置します。景観審議会は、景観計画の運用や変更等に関することや景観施策全般に関わることを審議します。

### (2) 台東区景観審査委員会

専門的な事項を専属的かつ迅速に調査し検討するため、学識経験者により構成する景観審査委員会を設置します。景観審査委員会は、景観計画の変更案の検討や、周辺環境に与える影響が特に大きな建築計画等についての指導及び助言等に関する事項を扱います。

### (3) 台東区景観アドバイザー

建築行為等の協議や誘導には専門的な経験や知見が必要であるため、専門家で構成される景観アドバイザーを設置します。景観アドバイザーは、建築物・工作物・屋外広告物等の協議内容等に対して助言・指導等を行います。

## 2. 関係機関等との連携体制

景観づくりは幅広い分野にまたがるため、効果的な推進にはさまざまなレベルでの連携が不可欠です。庁内の関連する条例や施策等と情報共有や連携を図り、一体となって取り組みます。同時に、骨格となる道路や河川の景観づくり等においては、区の境界を越えた広域的視点が重要となります。そのため、広域的視点を持つ東京都及び隣接区との連携を図り、区域を超えてまとまりのある効果的な景観づくりを推進していきます。

### 3. 区民等・事業者と台東区との協働による景観づくり

#### (1) 協定制度

特定の区域における土地や建築物などの所有者や管理者は、その区域の景観まちづくりに関わるルールを定め、それを景観法に基づく「景観協定」、または、景観条例に基づく「景観まちづくり協定」として締結することができます。令和7年度末現在、景観まちづくり協定認定地区として7地区を指定しています。

#### (2) 区民等主体の制度

##### ○ 景観形成団体

一定の区域の景観まちづくりを目的として活動する団体や景観の形成に寄与する研究を行う団体などを景観条例に基づき「景観形成団体」として認定する制度です。まちづくりに関するイベント、花壇の手入れや道路の清掃など、継続的な景観まちづくり活動に対しての活動費の一部補助や、地域でのルールづくり等に対しての専門家の派遣等の技術支援を行い、区民等の主体的な活動を促進していきます。

##### ○ 景観整備機構

景観法第93条が定める業務を適正かつ確実にを行うための組織を景観整備機構に指定し、連携強化を図ります。

#### (3) 景観形成支援

景観づくりに利用できるような景観関連の助成金制度の情報提供や良好な景観の形成を図る取り組みを行おうとする団体等へ専門家を派遣する等の技術的支援を行います。また、円滑な景観誘導を図るため、景観事前協議等に関する手引書の作成を行います。

#### (4) 景観啓発事業

景観まちづくりに関する取り組みを周知するため、小学生まちなみ絵画コンクールや景観セミナー等の啓発事業について、今後も継続的な実施を行います。

## 4. 景観計画の見直し

社会情勢の変化や土地利用状況の推移、地域の景観に関する意識の醸成等を踏まえて、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

## 5. 区民等・事業者・台東区の役割

良好な景観形成のためには、景観づくりに関わる区民等・事業者及び台東区が、果たすべき役割を有していることを認識し、景観づくりの主体として行動していくことが求められます。ここでは、区民等、事業者及び台東区の果たすべき役割を示します。

### (1) 区民等の役割

区民等は、本計画に基づいて、台東区の景観についての理解を深めながら、まずは日常の身近な生活空間から景観づくりを実践していく役割を担います。また、自分のまち、地区に関係する人達と協力しながら、良好な景観形成を推進する役割を担います。さらに、台東区が実施する景観施策に協力して景観形成を推進する役割を担います。

### (2) 事業者の役割

事業者は、本計画に基づき、台東区の景観についての理解を深めつつ、土地利用や建築活動等において、台東区が実施する景観施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

### (3) 台東区の役割

台東区は、本計画に基づいて、区民等、事業者の声を反映しつつ、良好な景観形成を効果的に推進するために総合的な施策を策定し、実施していきます。また、景観づくりの情報提供や普及啓発、人材育成に努め、区民等、事業者発意の景観づくり活動に対して支援するとともに、公共事業等での先導的な景観形成を図ります。

